

# 意見書（医師記入）

みのりのわかば保育園 施設長 殿

園児氏名 ( 組)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日 医療機関名

医師

該当疾患に☑をお願いします。

| 病 名             | 登 園 停 止 の 期 間                               |
|-----------------|---------------------------------------------|
| インフルエンザ         | 発症した後5日を過ぎ、かつ、解熱した後3日を過ぎるまで                 |
| 百日咳             | 特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで    |
| 麻疹（はしか）         | 解熱した後3日を過ぎるまで                               |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下線のはれが確認できた後5日を過ぎ、かつ、全身状態がよくなるまで |
| 風疹（三日ばしか）       | 発疹が消えるまで                                    |
| 水痘（水ぼうそう）       | すべての発疹がかさぶたになるまで                            |
| 咽頭結膜熱（プール熱）     | おもな症状がなくなった後2日を過ぎるまで                        |
| 結核              | 感染のおそれがないと認められるまで                           |
| 腸管出血性大腸菌感染症     | 感染のおそれがないと認められるまで                           |
| 流行性角結膜炎         | 感染のおそれがないと認められるまで                           |
| 急性出血性結膜炎        | 感染のおそれがないと認められるまで                           |
| 感染性胃腸炎          | 下痢、嘔吐の症状が軽減した後、感染のおそれがないと認められるまで            |
| その他の感染症<br>( )  | 医師によって感染のおそれがないと認められるまで                     |

※上記感染症以外でも、意見書の提出をお願いする場合があります。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

※保護者の皆さまへ

上記感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をお持ちください。

職員に直接手渡し下さるようお願いいたします。